

個人事業主の皆さまへ (第1号被保険者)

ご存知ですか？

個人型確定拠出年金 **iDeCo** の  
**3段階の税制メリット!**

ハッピーエイジング401kプラン (個人型確定拠出年金)

メリット  
1

掛金全額が所得控除の対象です

課税所得※1	所得税・住民税 合計税率	税制メリット(年間)※2		
		個人型確定拠出年金の掛金(年間)		
		12万円(月1万)	36万円(月3万)	81.6万円(月6.8万)
～ 195万円以下	15%	1.8万円	5.4万円	12.2万円
195万円超～ 330万円以下	20%	2.4万円	7.2万円	16.3万円
330万円超～ 695万円以下	30%	3.6万円	10.8万円	24.4万円
695万円超～ 900万円以下	33%	3.9万円	11.8万円	26.9万円
900万円超～1,800万円以下	43%	5.1万円	15.4万円	35.0万円
1,800万円超～4,000万円以下	50%	6.0万円	18.0万円	40.8万円
4,000万円超～	55%	6.6万円	19.8万円	44.8万円

国民年金に加入している個人事業主(国民年金の第1号被保険者)の場合、小規模企業共済(控除枠84万円)と別枠で

年間最大 **81.6万円** が  
所得控除の対象です。 ※3



たとえば、課税所得が1,000万円の方が月額掛金68,000円を拠出した場合

※2  
**約35万円**の  
税制メリットとなります!

所得控除を有効に活用し老後に備えましょう!

毎年の確定申告で掛金拠出額を  
小規模企業共済等掛金控除欄に記入します。

※小規模企業共済に加入している場合、控除枠が合算でき、最大165.6万円控除できます。

所得 控 除	社会保険料控除	⑥							
	小規模企業共済等掛金控除	⑦			8	1	6	0	0
	生命保険料控除	⑧							
	地震保険料控除	⑨							

確定申告書のイメージ

※1 個人事業主の課税所得の計算例

課税所得=事業総収入-必要経費-社会保険料控除と基礎控除等その他の控除額の合計額

※2 税制メリット額=年間掛金×所得税・住民税の合計税率(住民税率は所得に関わらず一律10%)1,000円未満切捨て表示

(例)81.6万円×43%=約35万円

なお、平成25年から平成49年までの各年分の確定申告においては復興特別所得税(原則としてその年分の基準所得税額の2.1%)が所得税に加算されます。

上記税制メリット額は復興特別所得税分を反映しておりません。

※3 掛金の限度額 国民年金基金の掛金または国民年金の付加保険料との合算で6.8万円(年額81.6万円)

個人型確定拠出年金の詳細は、ハッピーエイジング401kプランパンフレットでご確認ください。

## メリット 2 運用益が非課税です

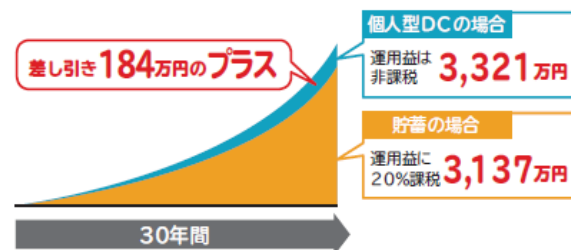
利息や分配金などの運用益に対する  
**所得税・住民税がかかりません。**  
一般の貯蓄などと比べて有利に運用できます。

モデルケースの前提条件

- ①貯蓄：年平均利回り2%、利子課税毎年20%控除
- ②個人型DC：年平均利回り2%、加入手数料2,777円、月間手数料491円

※ 右記の残高はあくまでも一定の条件に基づく試算であり、受取額を保証するものではありません。また、特別法人税・法人住民税および給付時の課税に関して考慮していません。

<モデルケース>  
月額6.8万円、期間30年間



## メリット 3 受取時は税制面で優遇されます

老齢給付金受取時は課税の対象となりますが、受取り方によってそれぞれ税制優遇があります。

年金で  
受け取り

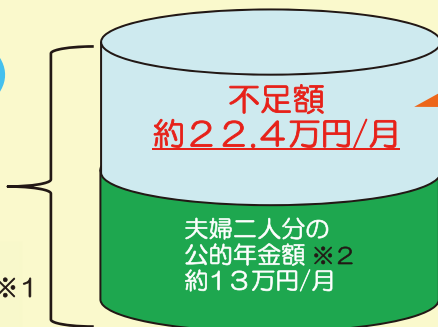
雑所得（公的年金等）として課税され、  
**公的年金等控除**が受けられます。

一時金で  
受け取り

退職所得として課税され、  
**退職所得控除**が受けられます。

老後の備えは  
大丈夫ですか？

ゆとりのある  
老後の生活費  
**35.4万円必要**※1



ゆとりある生活のためには、年金だけでは  
**年間約269万円の不足!**

国民年金の支給は65歳からです。

- ※1 生命保険文化センター「平成25年度生活保障に関する調査」老後を夫婦2人で暮らしていく上で必要と考える費用  
※2 夫婦2人の厚生年金・厚生労働省「平成28年度の年金額改定について」による

### <ご加入にあたっての確認事項>

- ・原則60歳まで脱退（途中引出）できません。
- ・ご加入から給付終了までの間、所定の手数料がかかります。
- ・掛金を出さない期間（運用指図者）でも所定の手数料がかかります。
- ・掛金の引落は、原則60歳の誕生日までです。
- ・通算加入者等期間が10年未満の場合、受給開始年齢が61歳から65歳まで順次遅くなります。
- ・自己責任で運用商品を選択する制度です。運用結果次第では資産が元本を下回る場合があります。
- ・掛金は5,000円から1,000円単位で自由に設定できます。掛金額の変更も可能です。
- ・国民年金保険料の未納月の拠出金は還付されます。

このチラシは個人型確定拠出年金の概要を説明したものです。  
詳しい内容につきましては、ハッピーエイジング401kプランパンフレットをご覧ください。

この印刷物は平成28年9月末時点の税制に基づいて作成しています。上記の税制メリット等はあくまで仮定に基づき試算したものであり、お客様個々の条件によって結果は異なります。したがって結果を保証するものではありません。詳しくは専門家にご確認ください。また、将来は税制が変更される場合があります。

<運営管理機関>



SOMPO ホールディングス  
損保ジャパン日本興亜DC証券株式会社

<受付金融機関>



いつもずっとあなたのそばに

君津信用組合